

ツに極め、晝夜の揚錢七十四匁、引舟はなし、かぶろ二人なり、又五寸つばねを通し、領三寸を半領と云り、

後世元文寛保の頃、大夫八拾四匁、格子六拾匁、散茶晝衣三步、寛延の頃、大夫九十匁、格子六拾匁、散茶金三步、これ文金行はれしよりなり、局五寸二寸などいふは、切レを賣の心なり、局元祿の初、五寸者出來ぬ、いふ

者出來ぬ、いふ

〔洞房語園異本考異上〕揚錢は何程にて有りしや、後に六十匁とあれども、格子も暫らく闕て、當世は呼出し、さん茶、うめ茶三十匁、附廻し座敷持三十匁十五匁、或は銀二朱と分れり、

京島原の女郎を太夫といふゆゑ、其外の娼家は、是に倣ふて太夫といふなり、むかし京都六條に

三筋町あつて、第一の娼婦を揚代五十三匁に定て、五三の君といふ、略

江戸鹿子大全に、太夫は三十七匁、格子は廿六匁、さん茶は金一分、局は五匁、三匁、其外錢百文、或は一匁の品を定めてあり、

〔異本洞房語園上〕京都の揚屋に、庭せんといふ事あり、正月三月五月七月九月、此五節句を約束のときは、客人より出之、太夫は十三貫、天神は五貫、圍は三貫文、

〔異本洞房語園上〕紋日。

小袖の紋は五所なれば、五節句祝の日を紋日といふ、吉原にては、もの日といふ、紋日は京の言葉、略中、揚屋に丸の日といふ事、正月は朔日より七日迄、同十四日十五日廿日合て十日あり、これ

を丸の日といふには、しゆらい銀を常の一倍の積りにして、客人よりこれを出す、太夫のしゆらい銀七匁なれば、倍して拾四匁也、正月一ヶ月に十日あれば、丸の字に一點を加へ、丸の日といふ、古來は正月に限りしなれども、今は五節句紋日は、いづれも丸の日といふ、

〔一目千軒〕紋日之定

庭錢

紋日
丸の日